

山東出兵前後における日本人居留民の動向

郭 琿

はじめに

1926年、中国で勃発した北伐（戦争）は、ナショナリズムの高揚につれ、各国在留邦人を巻き込む形勢となった。1927年の南京事件・漢口事件の相次ぐ発生に対して、対華不干渉主義を保つ幣原外交は対応することができなかった。若槻礼次郎内閣総辞職の後、対華強硬の世論に応えるかたちで、登場したのが田中義一内閣であった。居留民保護問題に対して、田中は現地保護政策を採り、3回にわたって山東省への出兵を実施した。さらに、第二次山東出兵において日中の軍事衝突（済南事件）が引き起こされたことによって、日中関係が著しく悪化した。

今日、山東出兵をめぐることは、数多くの研究成果が存在する¹。しかし、「居留民保護」を名目とする山東出兵において、在中国日本人居留民の姿はほとんど登場せず、居留民の動向を検討した研究は乏しいと言える。この時期における天津・上海の居留民の状況を示す研究はいくつか確認できるが、北伐および山東出兵に直接かかわる南京・漢口・済南・青島など地域の居留民の実態については依然不明のままである²。したがって、山東出兵において居留民に対する検討はなお不十分と言わざるを得ない。

本稿では、揚子江流域（南京・漢口・上海）および山東省（済南・青島）にいた日本人居留民を主な対象として、(1)北伐に臨む居留民の対応、(2)出兵実施に応じる居留民の姿勢、(3)山東出兵および済南事件が居留民へもたらした影響などを考察し、従来使用されてきた外交文書、陸軍省資料のほか、各居留民団体が出版した書物を用いて「居留民保護」の実態を明らかにしたい。

一 北伐による日本人居留民社会の動揺

北伐は、1926年より蒋介石が率いた国民革命軍が広東を出発して北上し、揚子江流域に進出した後に北京を目指し、最終的には満蒙を含む中国全土の統一を目標とするものであった。革命軍が、いくつかの租界をはじめとする列強の権益集中地を通過する過程で、民族権益回収を訴える中国共産党の行動により、中国革命と列強の在華権益との矛盾がエスカレートしたため、列強との軋轢を避けることは困難であった。1927年1月、漢口・九江の英租界が国民政府により実力回収された

事件によって、北伐は当初の封建主義軍閥打倒という目的に留まらず、各軍閥を支持している帝国主義列強の在华權益打破というもう一つの目的が明確になった。これに対して、列強にとっては在留邦人の生命財産の保護および特殊權益の保全が緊急課題となり、それぞれの対応が問われた。

1927年3月、揚子江に沿って東進する革命軍は、列強の中国における最大の權益集中地である上海に迫った。日・英・米・仏の四国は租界防衛策を急遽講じ、兵力を共同で上海に集中できる計画を整えた。砲艦政策を奉じるイギリスは、さらなる共同出兵を日本に要請したところ、内政不干涉主義を保持する幣原喜重郎外相により拒否された。結局、21日に上海は共産党が率いる労働者の武装蜂起に奪取され、大きな混乱なく革命軍の支配下に入った。憂慮された革命軍と外国軍隊の武力衝突は発生せず終わった。しかし、上海で回避された革命軍と外国側との直接衝突が、上海占領直後の南京における戦闘で発生した。

当時、南京には日本領事館（領事森岡正平）および駐在武官室（武官根本博少佐）のほか、南京居留民会（会長板坂瑠一）が設置されており、1926年12月末には、154人（男性81人、女性73人）の居留民が生活していた³。南京居留民の大多数は、当時国論の影響で革命軍を「主義あり理想あり過去幾千年の間、支那に於て曾て見る能はざりし、規律あり節制ある軍隊なり（中略）日本及日本人に対して、好意を有するもの⁴」と楽観的に認識し、歓迎する意向を持っており、革命軍の南京入城に対して、警戒心を持たなかった。しかし、かつて1913年第二次革命の際に袁世凱配下の張勳が率いた山東軍が南京で在留日本人3人を殺害、居留民の家屋を掠奪する事件があったので、南京を防御する直魯聯軍（北京政府配下の褚玉璞が率いる直隸軍と張宗昌が率いる山東軍）の敗退の際にも、掠奪暴行が行われるかもしれないとの懸念があった。そのため、南京居留民会は危急の場合は城内居住者が日本領事館へ、下関（南京城外西北部の港）居住者が日清汽船へ避難するという粗雑な対策を立てた⁵。これに対して、国民政府の漢口・九江英租界回収を知った一部の居留民は、革命軍を信用せず、徹底的な対策実施の必要を唱した⁶。特に下関に住む居留民たちは、危急の状況になってからの日清汽船への避難は不可能であると判断した。彼らは、城内外の全居留民を取り巻く事態が悪化する前に日清汽船に乗り込み、時局の推移を静観すべしとの主張を民会に提案した⁷。しかし、これらの意見は指導的立場に立つ居留民にとって、「支那の国情に通暁せぬ謬論なりとして、反て一笑に附せられ顧みもせられぬ有様⁸」だった。ついに下関居留民は独自の行動をとり、事前に日清汽船または警備艦へ避難し、事態が悪化した場合は上海に引揚げるという具体的対策を立てた⁹。こうして、南京城内・外の居留民はそれぞれに対応策を立てて革命軍の南京入城に臨んだ。

事件は3月24日朝、革命軍の南京入城後に発生した。革命軍の入城を見て危険がすでに去ったと判断し防御工事を撤去した日本領事館に、革命軍兵士が侵入して掠奪暴行を行った。領事館および避難していた居留民たちの財物が奪われ、領事館警察木村署長および駐在武官根本少佐が負傷した。一方、下関居留民が避難していた日清汽船は、革命軍の銃撃を受け、機関士後藤三等兵曹が被弾し死亡した。日本領事館のほか、英米人が避難していた領事館および金陵大学も襲撃され、死傷

者が出た。この事態に対し、在留英米人の援護のため、下関より英米軍艦による城内砲撃が行われた。一方、当時日本領事館には軍艦檣から派遣された荒木亀雄海軍大尉ら陸戦隊員10名が警備しており、また下関には日本の軍艦檣・桃・濱風が碇泊していたものの、いずれにしても武力行使は行われなかった。これは後に幣原外交の軟弱性として非難されたが、幣原によれば、当時、南京にいた居留民が、尼港事件の二の舞いを恐れ、艦長に対して発砲をやめてほしいと嘆願した事情があったと後に回想している。つまり彼らは、日本の軍艦が発砲したら、自分たちの生命に危害が加えられるかもしれないということを危惧していたのである。そして、艦長は居留民の懇請を受け入れ、発砲を命令しなかった¹⁰。また領事館において、居留民たちは陸戦隊に対し、無抵抗主義を取ることを懇請し、各兵の階級章とか帽子のような標識を一時取り去るように森岡領事に懇望した。森岡領事は荒木大尉と協議したところ、大尉は居留民の安全のためにその望みを聞き入れ、官邸北側のボーイ室に避難した¹¹。翌25日には城内外居留民が合流し、日本軍艦に収容され、29日には軍艦天龍にて上海に引揚げた。その後、南京居留民会は早速応急処置および善後策に着手し、上京陳情にて外務省に救恤金（銀12,050ドル）を請求することを図ったが、実現しなかった¹²。結局、南京事件に関して上海ほか各地より寄贈された慰問金（銀4,911ドル58銭、金310円）を旅費として、4月に南京居留民の大部分が内地に引揚げた¹³。板坂民会長は続けて上海に滞在し、復帰問題および内地引揚げ中の南京居留民の生活保護などに努め、11月5日には田中義一外相に請願書を送り、「南京復帰を第一希望とし（中略）他に転業転地を希望するもの一人も無之候¹⁴」と南京復帰を強く訴え、政府に経済的援助を求めた。

南京事件の勃発は、在中国日本人居留民社会を大きく動揺させ、居留民の北伐および革命軍に対する認識を急転させた。上海居留民は3月28日に大会を開き、政府に「帝国の威信を保ちかつ在支日本人の安全」を保障するために「十分なる兵力を派遣」という「徹底的手段」を促すよう決議を出した¹⁵。続いて、上海日本商業会議所は31日、激的な電報を政府および憲政会・政友会・政友本党・研究会・公正会・日華実業協会・大阪大日本紡績連合会・東京ほか六大商業会議所などに送り、世論の喚起に努めた。それは第一に陸軍の派兵、第二に英・米との連携の強化を要望していた。これに応じて、国内では野党の政友会、朝日新聞、日華実業協会などが次々と幣原外交を批判した。この状況に対して、臼井勝美（1971）は上海商業会議所に代表される現地邦人の武力干渉論、政友会声明にある近古無比の「国辱」意識、有力実業界の自衛論などが結局「出兵」という結果につながったことを指摘している¹⁶。

一方、武漢国民政府の所在地である漢口にいた日本人居留民（1926年12月末の時点で2,317人¹⁷）は、漢口の英租界回収に続いて南京事件の発生を受け、ついに事前の引揚げに踏み切った。漢口は、1926年12月に国民政府が広州から移転してきて以来、対日関係が悪化しており、居留民と日本人の使用人が組織した「洋務工会」および共産党が指導する武装勢力である糾察隊との間に、各種のトラブルが頻発していた¹⁸。次第に居留民の間には「這般ノ傾向ハ早晚不祥事件ノ勃発ノ避ケ得サルノ情勢ニアル¹⁹」という認識が広がっていき、ついに1927年3月31日、婦女子の上海へ

の引揚げが開始された²⁰。しかし、この措置はすでに手遅れで、事件の発生を逃れられなかった。4月3日、日本水兵2人が中国人の子供に投石されたことをきっかけに、中国民衆と水兵のみ混合となり、中国民衆が水兵を追いかけて日本租界を掠奪・破壊した。現場に駆けつけた田中副領事も民衆に殴打され、日本租界は完全に無秩序状態となった。これを発端として、高尾享在漢口総領事と先任指揮官の協議で、陸戦隊員120人が上陸し、実弾を発射して民衆を威嚇して四散させるという事件が起こった²¹。陸戦隊は租界内外の居留民を救出し、日清汽船に収容させた。この漢口事件における日本人居留民の被害は、殴打5人、殴打負傷6人、殴打負傷拉致監禁10人、死亡1人である²²。同月6日より漢口居留民は、数回にわたって内地へ引揚げた。漢口事件以後、成都・重慶でも対日世論が悪化したことに鑑み、日本政府は揚子江流域居留民の総引揚げを開始し、成都・重慶・万県（引揚げ邦人数12人）・宜昌（92人）・沙市（13人）・長沙（140人）・漢口（1770人）・九江（59人）・蕪湖（100人）・南京（130人）・杭州（55人）などから、続々と上海あるいは内地に引揚げたのである²³。しかし、揚子江流域居留民は内地に引揚げ後、早々に原地復帰を図り始めた（後述）。

1927年3月末、革命軍は揚子江一帯を占領し、戦局の影響が北京・天津方面にも波及する兆しを見せた。華北の門戸である山東省では、日本人居留民の間に緊張が走っていた。山東省における日本人居留民は、1927年6月末の青島居留民団による統計によれば、総計約16,776人に達し、そのうち青島3,587戸13,520人（男性6,779人、女性6,741人）、済南573戸1,810人（男性981人、女性829人）、鉄道沿線370戸1,135人であった²⁴。山東省内における日本人工業、鉱業の投資額は、青島における紡績工場5,000万円、そのほか各種工業1,500万円、鉄道沿線および済南の各種工業1,000万円、沿線鉱業2,400万円、合計9,900万円に達していると見られる²⁵。青島は、1914年以來の日本の統治を経て1922年に中国へ還付されたが、その後も多数の居留民が在留し、日本産業によって経済的優位が保たれた。また、青島の近海では日本海軍が常に遊弋しており、軍事的影響力を及ぼしていた。これに比べて、山東省の内陸部に位置する済南は、外国租界もしくは準外国租界と異なり、中国側の自開商埠地であった。そのため、一切の行政権・警察権は中国側官憲の掌中であって、外国側官憲の干渉を許さず、済南は当然列国が軍事的勢力の及ぼし得る地域ではなかった。そのため、4月8日、藤田栄介在済南総領事は幣原外相に対し、済南在留邦人約二千人の生命の安全を図るためには、全員引揚げの方法以外にないと思われるとの意見を具申し、在留邦人保護方に関して政府の方針を請訓した²⁶。一方、翌9日、高岡健吉済南居留民団行政委員長も幣原外相に電報を宛て、「徐州方面動乱ノ影響必然南京事件ノ覆轍ヲ思ハシメ、然モ山東鉄道中断ノ危惧ヲ禁セス、在留邦人二千ノ生靈何時亡フルカ測リ難シ此際深く実情ヲ洞察セラレ至急派兵保護ヲ仰ク²⁷」と、派兵による在留邦人の現地保護を求め、総領事館とは意見の相異が見られた。11日、幣原は藤田総領事に対し、江蘇方面の戦局の推移により在留邦人の引揚げが必要となった場合は、一時青島に避難させ海軍力によって保護する計画を立てているが、時局の見究めを俟たず、在留邦人の引揚げを行えば、満州方面在留邦人の人心を不必要に動揺させるおそれがあり、軽々しく引揚げ

という非常措置に出ることのないよう訓令した²⁸。幣原はあくまでも内政不干涉主義を貫徹し、在留邦人の保護について引揚げ保護の方針を示した。

しかし、南京事件に続き漢口事件の勃発によって、国論はほどなく沸騰し、陸軍、政友会、憲政会、貴族院、金融界など各方面で中国に対する「批判と懲罰」の風潮が次第に形作られていき、対中強硬論が高まった²⁹。このような趨勢のなか、幣原外交は退却を余儀なくされた。1927年4月17日、台湾銀行救済緊急勅令案を諮詢する枢密院本会議で、伊東巳代治顧問官は憲法違反と政府を批判した上、直接関係のない対華外交を取り上げて、さらに攻撃を加えたのである。最終的に枢密院は、緊急勅令を否決し、若槻礼次郎内閣は即日総辞職した。同月20日田中義一政友会内閣が発足し、田中は外相を兼任した。対華政策の刷新を求める田中内閣は、満州の特殊権益擁護と在留邦人保護の緊急課題に対して、軍事力による居留民の現地保護という新政策を採択するに至った。日本政府は5月27日、陸海軍の山東派遣を決定すると同時に政府声明を発表し、出兵は居留民保護のため「自衛上已ムヲ得ザルノ緊急措置³⁰」と主張した。

二 山東出兵と済南・青島居留民

最初の派遣軍である在満州歩兵第33旅団は1927年5月30日に大連を出発、翌日青島に入港し、6月1日上陸を完了した。派遣軍の青島上陸は、居留民の熱烈な歓迎を受けた。派遣軍の到着を迎えた当時の青島日本中学校第12回生らは「初めて陸軍の威容に接し、日本人としての誇りを感じた³¹」、「当時は中国との雲行が怪しくなると、日本艦隊が来てくれることを、首を長くして待った³²」などと当時の思いを回想している。しかし、日本の出兵実施に対して、中国側は嚴重な抗議を發してこれを攻撃した。なぜなら日本が済南・青島に租界を持っていないのにもかかわらず出兵を断行したことを、二十一カ条政策の復活であると判断したからである³³。こうした中国の抗議にもかかわらず、7月には戦火が膠濟鉄道沿線にまで切迫し、青島—済南の交通・通信は危機に陥いる可能性が高いことを臨み、派遣軍は7月7日さらに済南まで進駐した。

派遣軍の済南進駐には、現地居留民の協力もあった。膠濟鉄道に務めていた児玉車務処長および日本人職員たちは、派遣軍との関係を秘密にすると同時に、派遣軍が必要に応じて鉄道沿線に進出する意思があることを中国側局員に対して気付かせないように努めていた。従って、児玉車務処長が表に立って軍側の鉄道部員である岩倉少佐や颯波大尉と直接交渉することは、中国側の注意を余計に惹くこととなるので、運転技術員の柴田一美が主として児玉の代理を務め、輸送計画に参与したのである。さらに同月7日輸送実施の際、柴田は指導列車の機関車に添乗して、済南まで軍の誘導に従事した³⁴。柴田は「日本帝国這次の出兵は、政府が曩に屢次声明せるが如く単なる居留民保護にして、事件を事前に防ぐ上に於て誠に機宜に適したる措置なり³⁵」と認識しており、派遣軍への協力に尽力した。

結局、革命軍は徐州附近で挫折し、蒋介石が下野を宣言することによって北伐が中断となった。日本政府は、派遣軍の駐留は必要なくなったとして、同年8月30日山東省から撤兵という声明を

発表した。しかし撤兵声明の最後に、再出兵の場合があることを示唆したのである。

第一次山東出兵後、国内の山東出兵を「無益の国帑浪費」と批判した声に対し、山東上京委員長平岡小太郎（青島居留民団行政委員長）は「今度の山東に対する日本軍の一箇師団の軍隊の派遣は従来ワシントン会議以来支那人が日本人に対して有つてゐた非常な軽侮の念を払拭し去り、却つて痛烈なる訓戒を与へたものであると考へます。日本軍の派遣が無意味でなかつたと云ふことは我々の確信す処であります」と出兵を肯定し、さらに「支那の実情を知らず、大局に通ぜず徒らに新しきに迎合して神経衰弱的机上の空論を事とせる一部母国の識者は、海山千里の外、国策の第一線に立ち新運命の開拓に猛進せる在外同胞の苦衷に対し、今少しく温かき眼を濺ぐべきでなからうか³⁶」と、居留民の立場より国内の出兵反対論に反発した。このように第一次山東出兵は、現地居留民の帝国意識を強化させる傾向が見られた。

1927年7月、8月の間に、青島居留民団・青島日本商業会議所によって、日本国内やほかの日本人居留民地に向けた宣伝用の小冊子が11種類にわたり発行された³⁷。これらはそれぞれ数頁で構成され、その趣旨は、(1) 山東日本人社会の発展および現状をアピールすること、(2) 中国政治・政策を批判すること、(3) 山東出兵を肯定すること、にあった。特に今次の中国革命に対しては否定的な立場を取り、北伐は「民衆自覚の国民的運動」とは言えないとし、革命軍を「軍閥の軍隊とは何等変りなき素質」と認識した。そして、この革命に対し、「誤れるの甚だしきものと謂はざるを得ぬ」という結論を下したのである。そのため、中国民衆に「安価なる同情を寄せる」ことよりは、日本の「好意の強制的指導」あるいは「威圧的政策」によって「彼等の行動を中正穩健の軌道内に導き入るの必要がある」と主張した³⁸。また、北伐をきっかけに中国が提出した治外法権撤廃の訴求に対しても、「治外法権の撤廃は結局多年に亘りて扶植し来れる吾人の対支経済的現有勢力の萎靡失墜を招来すべしとの結論に到底せざるを得ず」と中国革命の趨勢を無視し、日本人居留民側の利益を優先にして断固反対した³⁹。これらの小冊子には、いたる所に、従来日本軟弱外交への批判が溢れ、強硬なる日本の態度を望み、日本政府の軍事的干渉を示唆している記述があった。このように、第一次山東出兵が行われた7、8月の短期間で集中的に数多くの小冊子を発行するのは、青島居留民社会において、空前絶後のことであつたとも言える。その背景には、派遣軍の指示があつたかどうかは不明であるが、日本軍の到来が居留民に大きな後援を与えたことは明らかである。

1928年1月、蒋介石は南京で国民革命軍総司令に復職した。4月、北伐が再開し、革命軍は山東省に突入した。これに応じて、4月16日済南駐在武官酒井隆少佐は鈴木莊六参謀総長宛てに出兵を要請した⁴⁰。参謀本部編『昭和三年支那事変出兵史』（41～42頁）によれば、藤田栄介在青島総領事および西田耕一在済南総領事代理も出兵による在留邦人の現地保護を要請したとされているが、佐藤元英（2000）はその事実が現存する外務省所蔵記録には見当たらない、と指摘している⁴¹。

青島方面において、藤田総領事は第二遣外艦隊司令官向田少将に陸戦隊の上陸を請求し、一部を青島市内に、一部を四方・滄口に配置した⁴²。済南方面においては、19日に居留民団の各委員が庚

申俱樂部に会合した。その結果、高岡済南居留民団行政委員長の名義で、田中首相兼外相および白川陸相に対し、「山東の戦局は愈よ切迫し、当地在留邦人の安危は時々刻々迫り憂慮に堪へず、既に当局に於て遺憾なく御考慮を尽されあるべきも、此際一刻も早く適切なる保護方、特に御配慮を懇請す⁴³」という請願電報を發した。また、済南の居留民組織や日本人学校なども各々の自主準備を行った。例えば、在郷軍人の済南扶桑会分会は「済南扶桑会連絡班」を組織して、緊急の場合において居留民間の連絡に務めた⁴⁴。他にも済南消防組は警察本署および派出所に増派して警戒に任じ⁴⁵、日本人小学校は臨時休業して小学児童を青島に避難させるなどの対応が見られた。

4月20日には臨時済南派遣隊（支那駐屯軍歩兵3個中隊）が、26日には第六師団の先遣部隊歩兵第十一旅団（齋藤瀏少将）が済南に到着し、商埠地の警備にあたった。同日、青島居留民団行政委員長平岡小太郎は政府に派兵感謝の電報を送った⁴⁶。派遣軍は、4月29日の天長節に済南市内において観兵式を挙行し武力を示す一方、5月1日には市内各所の電柱に「日僑義勇団」の名義を借りて、「国民革命軍将士諸君に敬告す」と題する布告を掲示し、「万一我防備区域を犯さば則ち断然たる処置を取ること、此れ又言を待たざる所である。諸君の国民革命は目下將に完成を要せんとして居る此重大の秋に当り、若し不注意にして日軍の防区を犯し重大外交の不祥事を惹起する時は則ち国民革命の前途に極大の障害を招くであらう、故に諸君が十分に注意を為さん事を切望する⁴⁷」と革命軍を威嚇した。いわゆる硬軟両様の戦術を取っていた。同時に、居留民団は避難区域や注意事項などについての「避難注意⁴⁸」を全居留民に伝達し、避難の準備を整えた。

5月3日、済南事件が勃発した。この事件については、その起因および外交官蔡公時の殺害について日中の認識が分かれていることを確認しておきたい。日本側は、満州日報取次販売店での掠奪に起因すると主張している。5月3日朝9時20分、麟趾門街の満州日報取次販売店吉房長平方に革命軍兵士約30名が来て掠奪をはじめ、現場に赴いた総領事館警察巡查2名が兵士らに退去を要求したが、却って暴行を加えられた。急報を受けた東地区警備隊の第四中隊第一小隊（久米川好春中尉指揮）が逃げる掠奪兵を追ってその兵舎に到達したとき、戦闘が勃発した⁴⁹として、中国側に原因があったとしている。一方中国側では、事件の起因に対しては諸説あるが、最も有力な説は日本兵の中国兵射殺がこの事件の原因だったと主張している⁵⁰。また、済南の商埠地内の山東交渉公署で執務していた外交処長主任蔡公時以下16人の殺害事実についても、日中で異なった説があった⁵¹。

いずれにしても5月3日の日中両軍の小衝突は、その日の内に一応収まった。事件発生に応じて、日本政府は直ちに増兵を決め、参謀本部は断固たる措置を執るよう派遣軍に命じた。中央の強硬方針に呼応し、第六師団長福田彦助中将は居留民保護の目的を逸脱して、国軍の威信保持のために「膺懲」措置を執り、8日より済南城攻略を開始した⁵²。9日、第三師団の山東派遣が命じられ、第三次山東出兵となった。11日、革命軍が城外へ脱出し、済南を迂回して北伐を続行したため、第六師団が済南城ならびに済南全域を占領した。

この事件における日本人居留民の被害については、『昭和三年支那事变出兵史』によれば、革命

軍の手に惨殺された如く者 12（男 10，女 2），そのほか発見した屍体 10，負傷入院後死亡 2，暴行侮辱を加えられた者 30 余，婦女にして凌辱された者 2，掠奪被害戸数 136，被害人員約 400，被害見積額 35 万 9 千円に達すると記されている⁵³。被害者の多くは朝鮮人の麻薬販売人や売春業者で，一般居留民のように避退せず，残留していたものといわれている⁵⁴。ところが，5 月 5 日と 6 日の『朝日新聞』などは「邦人虐殺数二百八十」と実際の 20 倍以上にのぼる誇大な数字を報じた。この数字は，大規模出兵を望んでいた強硬派の酒井少佐が参謀本部に打電したもので，それを陸軍省がそのまま公表したものとされている⁵⁵。

済南占領後，5 月 15 日第六師団参謀長から「師団ニ於テハ警備ノ名ニ於テ支那商務總會ヲ指導シ，事実上軍政ニ準スル要求ヲ為シ，保障占領ノ基礎ヲ固メツツアリ⁵⁶」という軍政実施の意見が参謀本部に打電された。また福田第六師団長からは，済南および鉄道沿線に継続駐兵することを強く要請する電報が届いた⁵⁷。だが，このとき日本政府は満州地方の治安維持に重心を置き，早急に済南事件を外交的解決に持ち込みたい考えであったため，参謀本部は保障占領を考慮せず，軍政実施を許可しなかった。その結果，日本軍の指導の下，中国人有力者によって済南地方治安警察局および済南臨時治安維持会がそれぞれ組織され，済南の管理を維持することとなった。また，山東全省はほぼ無政府の状態に陥ったため，中国側によって山東自治委員会が設立され，山東全省の行政を管理した⁵⁸。8 月に至り，第六師団は，第三次山東出兵により派遣されてきた第三師団と交代し，内地に帰還した⁵⁹。済南および膠済鉄道沿線は，引き続き日本軍の管理下に置かれていた。

済南事件発生にあたり，青島居留民はすぐさま反応を示した。青島居留民団は，前述した陸軍省の煽動報道を盲信して憤慨し，5 月 6 日に首相，外相，陸相，海相，貴族院議長，参謀総長，政友・民政両総裁および電通・帝通・聯合三通信社宛てて「同胞虐殺の残忍を極めたる文明人としてその詳細を説くに忍びず居留民一同ただただ悲憤痛恨の念に駆らるるのみ，惟ふに掠奪未だ忍ぶべし而も予め策謀せる此非人道的殺戮此の国民的大凌辱に会して抑何の寛恕がある，彼らは正に人道の公敵なり吾等は単り同胞の名誉の為めのみならず，世界人道のために断乎之を膺懲し将来に禍根を絶たざるべからず，（中略）我朝夜（ママ）は自ら先づ国論を喚起すると共に之を世界の輿論に訴ふべく最善の方法を致さんことを切望す⁶⁰」といった，派遣軍の膺懲論に賛同する強硬な態度を示す電報を發した。

また，事件に直接関係した済南居留民は 16 日居留民大会を開き，「一，膠州湾山東鉄道沿線及済南の保障占領を執行する事。二，反覆虚偽を骨髄とせる現南京政府に一切の交渉に応ぜざる事。三，此際各政党は党略的暗闘を排して挙国一致を以て事に望まれたく各政党に要求する事⁶¹」との決議を満場一致で可決させ，各要路に打電した。また，避難者が復帰して済南の居留民が約 2,000 人に達した 6 月中旬には，済南時局善後委員会を開催し，上京委員を選出し，政府要路に対して「生命財産ノ絶対的保障，膠済鉄道ノ管理，諸企業ノ保護及絶対安定ヲ見ルマテノ駐兵⁶²」などに関する請願を行うことを決定した。つまり，済南居留民は，派遣軍に同調して継続駐兵を要請する動きを見せたのである。

一方、中国側の研究によれば、事件直後に「済南日僑」の名義で『済南五三事件報告冊⁶³』（中国語）が日本国内および各地居留民に向けて発行され、その「報告冊」には革命軍を「残虐非道」「猛獣同等」と批判する記述があり、また居留民が「惨殺」された詳細までも記録されていた。『済南五三事件報告冊』は「済南日僑」の名義で出されたが、その実際の作者は派遣軍の宣伝要員の三国直福大尉である可能性が大きいこと、およびその内容は外務省公表と相違があり、誇大宣伝の疑いがあることが指摘されている⁶⁴。前述した派遣軍が「日僑義勇団」の名義を借りて布告を発したことから見ると、その可能性は確かに存在すると考えられる。このように済南事件直後、事件のいわゆる「真相」に関する書物が溢れ、日本国内外で大量に出版された。その多くは、在中国日本人居留民および実業団体の手によって作成されたものと見られる⁶⁵。そのなか、筆者が最も注目するのは、『済南事件実記』と『済南事件を中心として⁶⁶』の両書である。注意すべきなのは、両書の献辞には、第三・第六師団長、済南・青島総領事およびほか軍側の関係者の題字があることである。両書の自序によれば、ともに済南居留民団行政委員会長高岡謙吉の依頼あるいは支持があつて、編著に際して居留民団、総領事館、派遣軍、済南医院などより資料提供されて作成したとの経緯があつたとされている。すなわち、両書とも済南居留民団の公式な認識を示し、総領事館および派遣軍の認可を得たものであると言える。そのため、その立場も自然に日本軍の見解へ傾くことは言うまでもない。さらにもう一つ指摘しなければならないのは、両書の出版はいわゆる済南事件の「真相」を説明するという目的のほか、居留民側の狙いとしてはこの機会を介して日本国内に「山東の経済的価値」をアピールして山東への関心を喚起するという目的にあつた。

このように、日本軍は済南事件の真相を誇大に宣伝して日本国民の排外主義思想を鼓吹したため、在中国日本人居留民社会はほぼ一致して済南事件における日本軍の行動を評価し、革命軍を批判する立場となっていた。例えば、青島日本中学校の第四学年生蔵田歴次郎は『鳳雛色々誌』記念号（1929年3月発行）には「済南事件を省みて」と題し、「今迄隠忍自重、すべて消極的手段をとり温和主義をとった我が政府は遂に勘忍袋の緒を切った。日本刀は鞘はしつたのである。二千年来平和の気満ち太明湖上に月を愛し、柳枝を渡る風和やかな済南城下は忽ち血の海と化した。一度立たば眼中無敵、向ふ所なき皇軍は之を散々に打ち砕き城頭高く日章旗はひるがへつた⁶⁷」といった文章が掲載されている。また、南京居留民は事件当時を回想し、『南京日本居留民誌』において、「日本人側に於ても、南京事件後事毎に支那人より軽蔑され圧迫されても、如何共為す事を得ず、此の大勢には無力なる居留民個人の力にては、対抗し得可き事にも非ざれば、此れも時世時節とあきめて、泣き寝入りす可く慣され居たる居留民が、初めて日本人としての自覚を取り戻し、吾等海外居留民と雖も、必ずしも国家より見離され見捨てられ居るに非ず、吾等の背後には矢張り大日本帝国は厳として存在し居れり、と明確なる認識を得たるも、済南事変以後の事なりとす⁶⁸」とこの事件を肯定する評価を記載している。

居留民の一方的な「肯定」に比べて日本国内の世論においては賛否両論があつたが、済南事件の是非よりもその背景としての第二次山東出兵が論点となり、シベリア出兵と尼港事件、さらに南京

事件が引照され、政府の政策に対しては総じて批判的な評価が下されていた。ただし、派遣された現地軍に向けては、一貫してその行動を賛美する記事が各メディアにおいて見られた⁶⁹。

三 山東出兵後における日本人居留民社会の諸像

山東出兵が実施されていたのと同時期に、揚子江流域居留民は原地復帰運動を展開していた。1927年4月の揚子江流域居留民の総引揚げ以来、生業を失った居留民は窮境に陥り、早くも原地への復帰を図り始めた。ところが、現地復帰に最も肝心なのは資金調達の問題であった。そのため、4月下旬、漢口第一回避難民団長賓妻寿作並びに長沙居留民会長山本勇吉が前後にして上京し、日華実業協会方面と協議した結果、「揚子江流域各地避難者の連絡並に救済運動を講ずる⁷⁰」ため、東京に事務所を置くことを決めた。5月25日、長沙・漢口・九江・蕪湖・南京在京避難者代表が大会を開催し、「至急に相互の結束を堅め、外務省並に朝野に陳情して避難者当面の救済並に今後の復興進展を図るべし⁷¹」という方針を決め、「中支被難者聯合会」の成立・救済運動の進行・規則書の草案・日華実業協会の助勢要請など具体的方法を協議した。その後、聯合会事務所は日華実業協会・日清汽船会社・古河公司・東亜興業・正金銀行・全国の商業会議所などの財界側および外務省・各在外公使（矢田上海総領事・高尾漢口総領事・植原外務與官）・大蔵省・商工省・海軍軍司令部などの政府側を訪問して陳情し、また東方通信社・帝国通信社・時事新報社・報知新聞社・中外商業新報社・東京日々新聞社に通信や後援を要請して輿論の拡大を図った。さらに、6月9日、田中外相宛ての陳情書並びに聯合会設立趣意書を提出し、「各地在留邦人ノ原地復帰及ビ復興方法」並びに「被難民一同復帰迄ノ生活窮状」についての措置を要請する旨を上申した⁷²。

これを受け、外務省はようやく1927年8月に救済・復業案を決定して、同月下旬より生活補助費および復帰旅費の支給を行った。12月までに、揚子江流域各地居留民、うち長沙（86名、16,405円）、重慶（71名、18,075円）、九江（50名、7,972円）、宜昌（54名、7,969円）、蘇州（16名、1,624円）、蕪湖（36名、5,139円）、杭州（24名、3,059円）、沙市（11名、1,669円）、漢口（965名、149,369円）、南京（87名、7,634円）、上海（1,056名、57,956円）に対して、合計2,456名に276,871円を支給した。さらに1929年3月頃は、業務復活資金として、上海居留民団（200,000円）、漢口居留民団（500,000円）、南京債務団（160,000円）など揚子江流域各居留民団・民会に合計1,185,000円を貸し付けた⁷³。

しかし、せっかく復帰を果たした居留民に待ち受けていたのは、山東出兵および済南事件により惹起した中国の対日経済絶交運動であった。山東出兵および済南事件に反対する対日経済絶交運動は、1927年6月から1929年末まで、長期にわたって断続的に繰り返された。1927年4月3日の漢口事件の発生は、前年より引き続いた対英経済絶交（五・三〇事件に関連する）の矛先を日本帝国主義に転換する契機となった。排日気運が高まったのは、5月29日の山東出兵以降である。各地では多くの集会は催され、新聞は連日檄文で賑わった。5月31日には、済南各界が青島商會と連合して日本の山東出兵に反対したが、翌6月1日には蘇州学生連合会が、ついで天津各団体、旅京

東三省同郷会が同趣旨の声明を出し、対日ボイコットを呼びかけた。上海では6日、146団体代表を糾合して「日本出兵反対委員会」を開催し、全国に電報して対日経済絶交を呼びかけることを可決した。国民党中央部も、全国各支部および民衆団体に向かって日本に対するデモと経済絶交を計画するよう指示し、各都市が続々これに呼応した。上海は12日間市民大会を開き、三百数十団体60万人の大衆を集めて、日帝打倒、経済絶交、国貨提唱を宣言した。北京・天津にも「京津反日大同盟」が組織され、経済絶交、日中間不平等条約の撤廃、旅順・大連の回収、日本陸海軍の撤退を叫んでボイコット運動を推進した。やがて8月には満州に飛火した。奉天商会が中心となって日貨排斥、日系工場工員のゼネストが計画され、満州全土に広がる気配があったという。年末3ヶ月はボイコットに関する新聞記事が少なくなり、その勢いはやや衰えた感もあったが、消滅したわけではなかった⁷⁴。

このような排日排貨運動が勃発した当時、青島居留民は「今次の排日運動は、北伐軍資金を調達すべく行はれた苛斂誅求に対する国民的反感を緩和し、武漢政府に対する極端なる弾圧を以て、帝國主義の擁護者なりとする国民的誤解を転換せんとする南京政府の対内的人気取策であることを看取される。従つて今次の排日運動は官憲がその中心勢力となり、従来の如く学生、商人又は労働者等を中心勢力とせしものと其の趣きを異にし、当初に於ては一般に殆んど氣勢拳らず、殊に共産党の煽動少かつたこと、時局関係によつて多くの支那商が何れも疲弊して居つたこと、当時尚英貨排斥中心であつたこと、列国の対支態度が何れも強硬であつたこと、支那の知識階級中に日本を理解するものが増加したこと等の理由によつて、爾かく重大視せられなかつたのである」と排日排貨運動の不振を指摘し、近く終息することを予想した。さらに、政府に対して「吾人は今次の排日運動並に之等暴令に對しては最も強硬且つ剝切なる方法を以て臨まざるべからざるが、寧ろ此の際は従来の隱忍自重政策を棄て、官民一致断乎たる態度を以て、この無暴なる南京政府を弾圧するの必要を高唱するものである⁷⁵」と強硬策を懲慝した。しかし、1928年の第二次山東出兵の実施および済南事件の発生は対日経済絶交運動を再燃させた。運動の進展は完全にこの予想を裏切り、長期化の勢いを示していく。

済南事件の報道が伝わると、南京・上海・広東・武漢以下各都市・各界の対日空気は極度に緊張した。特に上海では市民代表者会が開催された。この会は、「上海各界反抗日軍暴行委員会」（上海反日会）を組織し、「対日経済絶交大綱」を規定して保護関税としての役割を果たす救国基金を設定した。上海反日会の行動に呼応して、中国各地で反日会が結成され、対日経済絶交を執行した⁷⁶。一方、日貨排斥が本格化するなかで、中国の排日排貨運動に対応するため、上海日本商業会議所が中心となり、金曜会が結成された。金曜会は排日貨運動の対策研究を目的とした組織であり、そのメンバーは各種商工団体の代表および総領事館、陸・海駐在武官などで構成されていた。金曜会は、領事館を通じて抗議すると同時に、日本政府や外務省にも南京政府に対して抗議するように請願する、という対策を取っていた。だが、金曜会が領事館から中国官憲に対して度々反日団体の解散と運動の取締りを要求しているにもかかわらず、その効果は表れなかつた⁷⁷。

このような排日状況において、在中国日本人居留民社会はいよいよ今回の排日排貨運動の「変質」を理解しはじめた。上海の金曜会は「今回の排日運動は一、国民党部が直接指導者であること、換言すれば総ての運動は国民政府の方寸から出て居ること。二、組織は極めて強固であって、その行動は徹底的であること。三、真の目標は不平等条約の改訂であるから飽くまでこれを固持すること。四、救国基金を誅求し、運動資金に豊富であると同時に、支那市場の需給を調節しておくこと。これ等の諸条件は、今回の排日運動が従前の夫れに比し永続性があり且つ悪性である顕著なる特異性である⁷⁸」と今回の排日排貨運動の特徴および従来の排日運動との相違を看取していた。また南京居留民は「排日運動方法の変更は従来の御祭り騒ぎ式より、内面的隠性的のものとなり、同時に運動指導者も学生労働者の手を離れ、国民党部の直指導下に立つ事となりたる為め茲に於て排日団は整然たる組織と、一糸乱れざる強力なる統制力を有する事となり、従来の民間一部の所謂愛国運動より、凡ゆる国家の権力を用ゐて、国民各層を総動員しての全面的国民運動に変化せり⁷⁹」と排日排貨運動の方法および性質の変化を指摘した。菊地貴晴（1966）は、この時の日貨排斥運動が（1）資本家中心のボイコット、（2）政治的運動への傾斜、に集約されると指摘している⁸⁰。

1929年1月、前年12月中国人人力車夫が日本陸戦隊の車にはねられて死亡した事件をきっかけに、武漢の対日経済絶交運動は極度の緊張を示し、労働者数千人の総罷業が行われ、その検査隊が日本租界を経済封鎖した。3月、済南事件が解決し、日本軍が撤退したことによって、ボイコットが少なからず緩和されたが、年末まで継続していた⁸¹。対日経済絶交運動は日本に対する経済的打撃を与え、さらに中国各地における日本産業にも影響をもたらし、日本人居留民の立場を苦しめた。

上述のように「居留民保護」を標榜する山東出兵は、却って居留民を追い詰める逆効果をもたらした。山東出兵の前線である済南・青島においても、その理想と現実との行き違いが見られる。1928年6月、民政党衆議院議員6名（小山倉之助、神田正雄、山道襄一、松村謙三、岸衛、森峰一）が出征軍隊および居留民の慰問並びに時局に関する調査のため、済南・青島を訪ねた。彼らが見た現地保護政策の実態とは、鉄道沿線の6ヶ所に守備隊を置き、数十里間の居留民を引揚げて、一つの地点に集めて保護していた状況であった。これに対して、「政府の現地保護と云ふのは、現在居留民の居る所で保護すると云ふにあらずして、限られたる区域に集めて保護すると云ふ事に為っております。然らば、一種の居留民引揚げではありませぬか⁸²」と大きな疑惑を抱いた。彼らはこれを「限地保護」と呼び、「政府の現地保護は影なくなつたのであります。家財を置とき投りにして限地に集合するならば、商埠地に集るのも、青島に引揚げるのも同一ではありませんか⁸³」と田中外交の現地保護主義と幣原外交の引揚げ保護主義が実質的には類似していることを指摘し、「今回の山東出兵は、是非は暫く別として、余りに愚かな遣方であり、其方法は軽率千万であり、政府の限地保護の声明は裏切られ、士気を阻喪し、軍紀を弛廢し、更に国家財政を紊亂し、対外貿易と地方産業とを阻害し、在外同胞に対しても亦将来の活動に大障礙を与え、唯一部資本家と、某政党の私心と党略とを満たし得たに過ぎないと云ふ結論に達するのであります⁸⁴」と田中内閣の現地保護政策を全面的に否定した。野党である民政党は、政友会と与党とする政府に対して、本来批判的な

立場にあり、批判のための批判をしていたとはいえ、彼らが見た一つの現地保護政策の実態を見落としてはならない。

さらに、山東出兵は日本人居留民社会の願望および利益と一致していたとはいえ、済南・青島において派遣軍の長期駐屯は、現地居留民社会に大きな負担を抱えさせ、居留民たちに不満を抱かせた。その一例として、派遣軍の駐屯地の一つである青島日本中学校のことが挙げられる。1927年5月、第一次山東出兵で青島に上陸した軍艦常盤の陸戦隊員が同校校舎に宿営することになった。6月には山東派遣軍が上陸し、常盤の陸戦隊が引揚げ、入れ替わりに第六十三聯隊第一大隊の2個中隊が駐屯した。さらに7月には砲兵2個中隊、歩兵3個中隊が同校に駐屯した。そのためこの年は夏季休業を繰り上げて、7月11日に終業式を行っていた。1928年4月、5月の第二次・第三次の派遣軍も同校に宿営し、3年間にわたって兵隊と生徒が同居するという異常な状態が続いた⁸⁵。この異常な状態が長く続くと、学生からも「二年の頃、寄宿舎に馬が随分入って来たのを憶えている。騎兵が入って来たのか、輜重兵が入って来たのかは憶えていないけど、とにかく随分糞が寄宿舎の裏に積んではあったのを憶えている。とても臭くて⁸⁶」とか「わが青中の下のグラウンドにも、砲兵、騎兵隊が一時駐屯し、寄宿舎の集会所が将校室になっていた。部隊が移動する度に、一部の授業を休みになって、埠頭近くの大港駅に、夜遅くでも送迎に行った。（中略）鉄道沿線から来ていた舎生は、夏休みも帰省できなかったんです⁸⁷」と日本軍の駐屯が日常生活に支障をもたらすことに対して反感を抱いていた。同様の事例は、支那駐屯軍を擁する天津にも見られる。小林元裕（2012）によれば、革命軍の京津進撃に備え、天津に増派された日本軍は天津居留民に大きな安堵感を与えた一方、約4ヶ月駐屯した間、居留民団は軍隊に対する慰問活動を続けなければならず、租界の警備にかかった費用、そして軍人・軍属への記念品贈呈費用は銀18,000ドルにも達し、天津居留民団に大きな財政的負担を強いることになったことが分かる⁸⁸。

こうして、山東出兵の影響は、山東省に限らず、ほか地域の日本人居留民社会ないし日本国内にも波及した。上記の居留民への救済・復興資金以外、山東出兵にかかる軍事費総額は68,274,000円（約北清事変軍事費総額の1.5倍）⁸⁹に上り、当時昭和金融恐慌に見舞われていた日本にとっては雪の上に霜が降るような事態となり、国全体の経済に計り知れない圧迫をもたらしたのである。

おわりに

中国北伐における南京事件の勃発により、日本人居留民の中国革命に対する期待感は潰され、その態度を強硬論へと転換させた。上海居留民団・上海日本商業会議所の激烈な請願が引き金となって、日本国内では居留民に同情する世論が高まり、政治をも動かすこととなった。結果、幣原外交から田中外交への転換をもたらした。このように、山東出兵の決定過程において、日本人居留民社会の世論が一定程度の影響力を持っていたことが分かる。

また、山東出兵の実施過程において、済南・青島居留民は日本軍に対して極めて協力的な態度を示した。出征軍隊の慰問活動に留まらず、第一次山東出兵における済南進駐など具体的業務に協力

する居留民もいた。済南事件後も、日本軍の煽動報道を妄信し、その軍事行動に賛同する言動が引き続き見られた。その一方で、その動きに乗じて、日本国内に向けて山東日本人居留民社会に対する関心を喚起するための行動を起こした。つまり、山東出兵の実施過程において、日本人居留民は日本軍と提携する重要な役割を担当したと言える。現地領事館・派遣軍・居留民が三位一体で山東出兵を成り立たせたのである。

しかし、山東出兵はすべて居留民の期待通りにはいかなかった。山東出兵の実施並びに済南事件の勃発は、中国側の反発を招き、対日経済絶交運動となった。その影響を真っ先に受けたのは居留民であり、苦境に立たされることとなった。そして、山東省で実施された現地保護政策の実態も、政府の理想と行き違い、野党の民政党から非難された。居留民側においても、派遣軍の長期駐屯が現地居留民社会に大きな負担をかけることとなり、そのことに不満を持つ居留民もいた。最後に、居留民自身は自覚することがなかったかも知れないが、山東出兵が居留民の帝国意識を高揚させたことを指摘しておきたい。外交面・政治面だけでなく、民間においても、山東出兵以降、日中関係は悪化の一途をたどっていたのである。

[注]

- 1 幣原外交と田中外交を中心に取り上げる外交史領域においては、白井勝美『日中外交史：北伐の時代』（オンデマンド版、塙書房、2011年）が集大成であり、また軍事史領域においては、井星英「昭和初年における山東出兵の問題点1～4」（1：『芸林』28（3）、芸林会、1979年9月、2～23頁。2：『芸林』28（4）、芸林会、1979年12月、25～48頁。3：『芸林』29（1）、芸林会、1980年3月、22～42頁。4：『芸林』29（2）、芸林会、1980年6月、2～29頁）が代表的な研究である。そのほかこの時代に関する研究としては、佐藤元英『近代日本の外交と軍事』（吉川弘文館、2000年）、島田俊彦『満洲事変』（講談社、2010年）が代表的な研究として挙げられる。
- 2 小林元裕は、山東出兵における天津居留民および支那駐屯軍の動向について論じている（小林『近代中国の日本居留民と阿片』吉川弘文館、2012年）。山村睦夫は、1928年上海居留民の排日運動への対応について論じている（山村「戦前期上海における日本人居留民社会と排外主義1916～1942 上・下」上：『和光経済』47巻2号、和光大学社会経済研究所、2015年1月、1～34頁。下：『和光経済』47巻3号、和光大学社会経済研究所、2015年3月、1～28頁）。
- 3 庄司得二『南京日本居留民誌』（南京：南京居留民団、1940年11月）92頁。中支被難者聯合会編『南京漢口事件真相：揚子江流域邦人遭難実記』（東京：岡田日栄堂、1927年8月）3頁。この2つの資料の性格について、前者は元南京居留民会長庄司得二が1939年に「南京大陸新報」上に60数回にわたって連載された「南京居留民誌」に補足して、編著したものである。その内容は、1898年の南京開港から1937年の日中戦争勃発までの南京事情を扱っているものである。これは、南京居留民会の事情を示すわずかな資料であるが、出版当時の国情の影響で、その記述と歴史事実と合致しない箇所も見られるため、使用する場合は慎重な検証が必要である。後者は、中支被難者聯合会が、揚子江流域各地居留民の「遭難実話」および新聞通信に基づいて、各地の騒擾事件や被害状況について編纂したものである。付録には、同会の活動日記や関連文書などが記載されている。この資料は、主に事実確認のために引用する。
- 4 前掲庄司『南京日本居留民誌』98頁。
- 5 同上、98頁。
- 6 同上、99頁。
- 7 同上、112～113頁。
- 8 同上、99頁。

- 9 同上, 113~114 頁。
- 10 幣原喜重郎『外交五十年』（読売新聞社, 1951 年）108~109 頁。昭和 2 年 4 月 5 日在上海矢田総領事より幣原外務大臣宛「南京事件に関する森岡領事報告書送付について」（外務省編纂『日本外交文書』昭和期 1 第 1 部第 1 巻, 外務省, 1989 年, 556~563 頁）。大山梓「南京事件と幣原外交」（『政経論叢』40（3・4）, 明治大学政治経済研究所, 1971 年 12 月, 1~10 頁）。
- 11 昭和 2 年 4 月 5 日在上海矢田総領事より幣原外務大臣宛「南京事件に関する森岡領事報告書送付について」（前掲外務省編纂『日本外交文書』昭和期 1 第 1 部第 1 巻, 556~563 頁）。
- 12 前掲庄司『南京日本居留民誌』134~135 頁。
- 13 同上, 136 頁。
- 14 同上, 156~157 頁。
- 15 東京朝日新聞 1927 年 3 月 29 日朝刊。
- 16 前掲白井『日中外交史：北伐の時代』58~59 頁。本文引用はオンデマンド版より, 原版は 1971 年出版。
- 17 前掲中支被難者聯合会編『南京漢口事件真相：揚子江流域邦人遭難実記』79 頁。
- 18 同上, 105~125 頁。
- 19 昭和 2 年 12 月「漢口四三事件経過調」（前掲外務省編纂『日本外交文書』昭和期 1 第 1 部第 1 巻, 660 頁）。
- 20 東京朝日新聞 1927 年 3 月 29 日朝刊, 3 月 30 日朝刊, 3 月 31 日夕刊, 4 月 2 日朝刊。
- 21 昭和 2 年 12 月「漢口四三事件経過調」（前掲外務省編纂『日本外交文書』昭和期 1 第 1 部第 1 巻, 660~665 頁）。
- 22 昭和 2 年 12 月「漢口四三事件経過調」（前掲外務省編纂『日本外交文書』昭和期 1 第 1 部第 1 巻, 660~665 頁）。一方, 中国側の主張によれば, 事件は車夫劉某が日本水兵 2 名の乗車を拒否して殺されたことに起因し, 中国民衆 9 人が死亡, 8 人が負傷した（中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室編『中華民国史』第六巻, 中華書局, 2001 年, 300~301 頁）。
- 23 前掲白井『日中外交史：北伐の時代』44~45 頁。
- 24 青島居留民団・青島日本商業会議所編『山東に於ける在留邦人の消長』（青島居留民団・青島日本商業会議所, 1927 年 8 月）。一方, 外務省調査によれば, 1927 年 12 月末青島 13,639 人, 済南 2,160 人, 鉄道沿線 1,125 人。1928 年 12 月末青島 13,472 人, 済南 2,242 人, 鉄道沿線 1,294 人となっている。（『戦前期中国在留日本人統計』復刻版, 第 3 巻, 不二出版, 2004 年）。
- 25 青島居留民団・青島日本商業会議所編『山東に於ける邦人の企業』（青島居留民団・青島日本商業会議所, 1927 年 8 月）。
- 26 昭和 2 年 4 月 8 日在済南藤田総領事より幣原外務大臣宛「北軍の敗北により済南在留邦人約二千総引揚の可能性あり政府の方針稟請について」（前掲外務省編纂『日本外交文書』昭和期 1 第 1 部第 1 巻, 677~678 頁）。
- 27 昭和 2 年 4 月 9 日高岡済南居留民団行政委員長より幣原外務大臣宛「徐州方面の戦乱に鑑み留邦人保護のため至急派兵方について」（前掲外務省編纂『日本外交文書』昭和期 1 第 1 部第 1 巻, 679 頁）。
- 28 昭和 2 年 4 月 11 日幣原外務大臣より在済南藤田総領事宛「済南方面在留邦人引揚げの際の措置方について」（前掲外務省編纂『日本外交文書』昭和期 1 第 1 部第 1 巻, 679 頁）。
- 29 栃木利夫・坂野良吉『中国国民革命：戦間期東アジアの地殻変動』（財団法人法政大学出版局, 1997 年）19~22 頁。
- 30 昭和 2 年 5 月 27 日田中外務大臣より在青島矢田総領事宛「山東出兵およびこれに伴う措置について」（前掲外務省編纂『日本外交文書』昭和期 1 第 1 部第 1 巻, 690 頁）。
- 31 第十二回生, 田村克雄。青島日本中学校校史編集委員会編『青島日本中学校校史』（青島日本中学校校史刊行会, 1989 年）312 頁。
- 32 第十二回生, 伊東祐義。前掲青島日本中学校校史編集委員会編『青島日本中学校校史』313 頁。
- 33 前掲白井『日中外交史：北伐の時代』65~66 頁。
- 34 鉄道省運輸局編『第一次及第二次山東出兵と膠済鉄道』（東京：鉄道省運輸局, 1930 年）付録 2~3 頁。
- 35 同上, 付録 7 頁。
- 36 平岡小太郎『山東出兵を顧みて：在留同胞の一人として母国朝野に懇ふ』（出版者不詳, 1927 年 8 月）。
- 37 ①青島居留民団・青島日本商業会議所編『支那に於ける今次の排日運動』（青島居留民団・青島日本商業会議所, 1927 年 7 月）。②青島居留民団・青島日本商業会議所編『山東出兵に就て』（青島居留民団・青島日本商業会議所, 1927 年 7 月）。③青島居留民団・青島日本商業会議所編『支那の治外法権撤廃問題』（青島居留民団・青島日本商

- 業会議所, 1927年8月)。^④青島居留民団・青島日本商業会議所編『青島に於ける邦人所有の土地』(青島居留民団・青島日本商業会議所, 1927年8月)。^⑤青島居留民団・青島日本商業会議所編『山東に於ける在留邦人の消長』(青島居留民団・青島日本商業会議所, 1927年8月)。^⑥青島居留民団・青島日本商業会議所編『山東に於ける邦人の企業』(青島居留民団・青島日本商業会議所, 1927年8月)。^⑦青島居留民団・青島日本商業会議所編『山東に於ける不当課税問題』(青島居留民団・青島日本商業会議所, 1927年8月)。^⑧青島居留民団・青島日本商業会議所編『我借款鉄道たる膠濟鐵路問題』(青島居留民団・青島日本商業会議所, 1927年8月)。^⑨青島居留民団・青島日本商業会議所編『山東省に於ける支那側の条約不履行, 条約違反並びに既得権侵害に関する諸問題』(青島居留民団・青島日本商業会議所, 1927年8月)。^⑩青島居留民団・青島日本商業会議所編『青島港の貿易』(青島居留民団・青島日本商業会議所, 1927年8月)。^⑪青島居留民団・青島日本商業会議所編『支那の新興勢力に就て』(青島居留民団・青島日本商業会議所, 1927年8月)。
- 38 前掲青島居留民団・青島日本商業会議所編『支那の新興勢力に就て』。
- 39 前掲青島居留民団・青島日本商業会議所編『支那の治外法権撤廃問題』。
- 40 参謀本部編『昭和三年支那事変出兵史』(敵南堂, 1971年)41~42頁。
- 41 前掲佐藤『近代日本の外交と軍事』57頁。
- 42 内山光市『済南事件実記』(済南:山東協会済南支部, 1928年)11頁。
- 43 同上, 11頁。
- 44 同上, 12, 48頁。
- 45 同上, 49頁。
- 46 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B02030106300, 済南事件/本邦輿論 (建議, 決議等) (外務省外交史料館)。
- 47 前掲内山『済南事件実記』58頁。
- 48 同上, 20~22頁。
- 49 前掲井星英「昭和初年における山東出兵の問題点1~4」。
- 50 5月3日朝9時過ぎ, 国民革命軍(軍長賀耀組)の兵士一人が病気になったため, 中華民国外交部山東交渉署の向かいにあるキリスト教病院に治療に連れていったところ, 日本兵に通行を阻止され, 言葉が通じないまま言い争いになり, 日本兵は問答無用とばかりにいきなり発砲し, 革命軍の兵士と人夫それぞれ一人をその場で射殺したのである(済南市档案館編『母忘国恥:済南“五三”惨案档案文献選輯』済南出版社, 2003年。賀貴巖・李仙洲等『済南五三惨案親歴記』中国文史出版社, 1987年)。
- 51 日本側は, 歩兵第四十七連隊第二大隊第六中隊第二小隊所属の首藤分隊の証言を根拠として, 蔡交渉員等の身分が分からなかったため, 敵兵として殺したと主張している。(昭和3年5月12日在青島藤田総領事より田中外務大臣宛「蔡交渉員遭難に関する西田在済南総領事代理よりの情報について」, 外務省編纂『日本外交文書』昭和期1第1部第2巻, 外務省, 1990年, 357~360頁。昭和3年5月20日在済南西田総領事代理より田中外務大臣宛「蔡交渉員殺害事件に関する木庭大尉談話について」, 外務省編纂『日本外交文書』昭和期1第1部第2巻, 377~378頁。)一方, 中国側は, 殺害事件の唯一の生存者である交渉署勤務兵張漢儒の証言をもとに, 蔡交渉員は身分を説明し, 日本兵の搜索に協力したにもかかわらず, 本人以下16名が縛られ, 酷刑を受けて惨殺された(蔡は京都帝大出身で日本語に堪能であった)と主張している。(前掲済南市档案館編『母忘国恥:済南“五三”惨案档案文献選輯』。「蔡交渉員被害経過」前掲賀貴巖・李仙洲等『済南五三惨案親歴記』110~113頁)。
- 52 前掲白井『日中外交史:北伐の時代』109~118頁。
- 53 前掲参謀本部編『昭和三年支那事変出兵史』276頁。また, 8日朝からの済南城攻撃において, 日本軍の死者は26人, 負傷者は157人であった(秦郁彦・佐瀬昌盛・常石敬一監修『世界戦争犯罪事典』文藝春秋, 2002年, 62~63頁)。中国側の被害は軍・民合わせて, 死亡3,254人, 負傷1,450人であった(前掲中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室編『中華民国史』第六巻, 596頁)。
- 54 前掲秦郁彦・佐瀬昌盛・常石敬一監修『世界戦争犯罪事典』62~63頁。佐々木到一『ある軍人の自伝』(普通社, 1963年)181~182頁。
- 55 前掲秦郁彦・佐瀬昌盛・常石敬一監修『世界戦争犯罪事典』62~63頁。
- 56 前掲参謀本部編『昭和三年支那事変出兵史』109頁。
- 57 昭和3年6月3日在済南福田第六師団長より南参謀次長宛「在留邦人の安住保障を得るまで済南および山東鉄道沿線の駐兵継続方意見具申」(前掲外務省編纂『日本外交文書』昭和期1第1部第2巻, 399頁)。昭和3年6月4日

- 在済南福田第六師団長より南参謀次長宛「国民政府の態度に鑑みまた在留邦人保護のため軍駐留継続の必要性について」（前掲外務省編纂『日本外交文書』昭和期1第1部第2巻、400～401頁）。
- 58 前掲参謀本部編『昭和三年支那事変出兵史』459～461頁。
- 59 同上、464頁。
- 60 前掲内山『済南事件実記』152～153頁。
- 61 同上、234～235頁。
- 62 前掲参謀本部編『昭和三年支那事変出兵史』462頁。
- 63 日本において同資料の存在が確認できず、李家振編著『済南惨案』（中国政法大学出版社、1987年）には同資料の中国語翻訳版が収録されている。これは1928年7月に中国国民党山東省党務指導委員会宣伝部により収集・翻訳されたものであり、新たに序文および注釈が付けられた。
- 64 同上、114頁。
- 65 ①島津忠男編『済南事件調査書』（青島：青島日本商工会議所、1928年6月）。②『済南事変ト山東派遣軍ノ行動』（著者・出版者不詳、1928年12月）。③満蒙協会『済南事件の真相と支那の輿論』（出版地不詳、満蒙協会、1928年）。④商工省商務局貿易課『済南事件ガ武漢地方ノ時局ト貿易界ニ及ホセル影響』（東京：商工省商務局貿易課、1928年）。⑤神戸商工会議所『済南事件に対する支那側の逆宣伝』（神戸：神戸商工会議所、1928年）。⑥大阪商工会議所『済南日華両国軍隊衝突情事』（大阪：大阪商工会議所、1928年）。⑦米田実「国際的に見た済南事件（1）～（8）」（東京朝日新聞朝刊、1928年5月13～21日連載）。⑧『済南事件ノ真相』（著者・出版者不明）。
- 66 小川雄三編著『済南事件を中心として』（済南：山東新報社、1928年7月）。
- 67 前掲青島日本中学校校史編集委員会編『青島日本中学校校史』12～13頁。
- 68 前掲庄司『南京日本居留民誌』161頁。
- 69 慶応義塾大学法学部政治学科玉井清研究会『済南事件と日本のマスメディア』（慶応義塾大学法学部政治学科玉井清研究会、2015年）104頁。
- 70 前掲中支被難者聯合会編『南京漢口事件真相：揚子江流域邦人遭難実記』207頁。
- 71 同上、208頁。
- 72 同上、229頁。
- 73 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B13081174700、最近支那関係諸問題摘要 第2巻（第56議会用）（時局ニ対スル政府ノ措置）（外務省外交史料館）。
- 74 菊地貴晴『増補 中国民族運動の基本構造』（汲古書院、1974年）308～310頁。本文引用は1974年増補版より、原版は1966年出版。
- 75 前掲青島居留民団・青島日本商業会議所編「支那に於ける今次の排日運動」。
- 76 前掲菊地『増補 中国民族運動の基本構造』310～319頁。
- 77 八木澤佑一「1920年代後半の日貨排斥運動と金曜会」（『社会科学論集』（121）、埼玉大学経済学会、2007年5月、21～35頁）。
- 78 金曜会「暴戻なる上海排日貨の実情（第一号）」1929年1月10日（金丸裕一監修・解説『抗日・排日関係史料』第一巻、ゆまに書房、2005年、5頁）。
- 79 前掲庄司『南京日本居留民誌』160～161頁。
- 80 前掲菊地『増補 中国民族運動の基本構造』322～343頁。
- 81 同上、319～322頁。
- 82 民政党特派団編『在支日本軍民慰問視察報告書』（東京：民政党特派団、1928年6月）30頁。
- 83 同上、32頁。
- 84 同上、32頁。
- 85 前掲青島日本中学校校史編集委員会編『青島日本中学校校史』12～13頁。
- 86 第十二回生、福地俊郎。前掲青島日本中学校校史編集委員会編『青島日本中学校校史』312頁。
- 87 第十二回生、田村克雄。前掲青島日本中学校校史編集委員会編『青島日本中学校校史』312頁。
- 88 前掲小林『近代中国の日本居留民と阿片』58頁。
- 89 日本統計協会編『日本長期統計総覧5』（日本東京協会、1988年）535頁。